

## 市税等の徴収の猶予制度の特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、市税等の徴収を無担保かつ延滞金無で1年間猶予できる特例制度です。

### 1. 対象者

次の要件いずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象になります。

- 令和2年2月から納期限までの一定期間（1か月以上）事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- 一時に納付し、又は納入を行うのが困難であること。

### 2. 対象となる地方税

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などで、本市では全ての税目が対象となります。

### 3. 本市での対応状況

#### (1) 制度の周知方法について

- ①宮崎市HPに「(別紙) 特例制度のチラシ」と「申請書様式」を掲載。
- ②6月上旬に発送される市県民税当初納税通知書に「特例制度の案内文」を同封。
- ③総合支所、地域センターの窓口「特例制度のチラシ」を設置。

#### (2) 申請の受付について

##### ①郵便による申請受付

申請は郵送（エルタックスeL TAXでも可）での受付を行っており、感染拡大防止の観点から郵送による申請を活用いただきたい。

申請書の送付先：〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号  
(国民健康保険税) 国保収納課 電話番号：0985-21-1744  
(その他の税目) 納税管理課 電話番号：0985-21-1741

##### ②納税管理課と国保収納課との相互受付

申請書が全国共通の様式であることから、申請者の負担軽減を考慮し、納税管理課、国保収納課のいずれかで一括して受付を行います。

##### ③土曜日の電話相談（受け付け時の混雑緩和）

市県民税当初納税通知書の発送後、徴収猶予に対する問い合わせや申請等が多数あることが予想されるため、5月16日から6月末までの毎週土曜日における電話相談窓口（10：00～15：00）を開設します。

（電話相談窓口：納税管理課／電話番号：0985-21-1741）

（電話相談窓口：国保収納課／電話番号：0985-21-1744）

#### 【問い合わせ】

宮崎市税務部納税管理課  
電話 21-1741